

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る 削除要請の基本的な考え方の策定にあたって（案）

1. 策定にあたっての考え方

侵害情報の削除については、官民によるガイドラインが策定され、法務省の人権擁護機関やプロバイダ等が行う誹謗中傷の投稿の削除に資するよう、法的問題の整理・検討が行われている。

- ・公益社団法人商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」令和4年5月（以下、「有識者検討会取りまとめ」）
- ・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン第6版」（令和4年6月）、一般社団法人セーフターインターネット協会「権利侵害明白性ガイドライン初版」（令和3年4月）（総称して「プロバイダガイドライン」）等

本基本的な考え方の策定にあたっては、有識者検討会取りまとめ及びプロバイダガイドラインを参考とし、プロバイダ及び法務省に対する働きかけを円滑なものとし、本府が実施する侵害情報の削除要請を実効性のあるものとすることを目指す。

また、本府が行う削除要請は、「表現の自由」を一定の範囲で制限しようとする行為であること、迅速性を重視し事案ごとに附属機関への諮問は行わないことから、裁量権の逸脱濫用とならないよう留意が必要。

このため、条例第12条「不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らか」という要件を踏まえ、侵害情報であるか否かが明確に判断出来るよう、不当な差別的言動を可能な範囲で類型化することとし、本部会においてその考え方について審議をいただく。

2. 確認・共有事項

被害者が侵害情報を削除要請する法的根拠は、「人格権に基づく差止請求権¹」。このため、本府が削除要請を行うにあたっては、不当な差別的言動がいかなる人格権を侵害しているかを特定し、プロバイダ等に連絡することとなる。

侵害情報に該当するか否かの判断にあたっては、一般読者の普通の注意と読み方を基準とする²。

- ・記載された事実の特定にあたっては投稿された媒体の読者層を考慮する³
- ・被害者の同定可能性や人格権を侵害するか否かの認定については、スレッドや記事のタイトル⁴、前後の投稿⁵、関連する投稿⁶及び検索エンジン⁷により一般読者が容易に入手し得、また入手するであろう情報を含め判断し、その結果として人格権の侵害が認められる場合に、当該不当な差別的言動を侵害情報と判断することとする。